

産前産後期間相当分（４ヶ月分）の国民健康保険料軽減（還付）を実施します！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産された当国保組合の被保険者の方が対象です。
妊娠85日（４ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 静岡市食品国保組合から対象者へ申請書等を送付しますので、速やかに申請してください。

国民健康保険料の軽減（還付）

- 出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が軽減（還付）されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産月		
多胎の方				出産月		

※産前産後期間の保険料が軽減（還付）されます。

※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減（還付）されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が軽減（還付）されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料が軽減（還付）されます。令和6年1月より前の期間については 軽減（還付）の対象とはなりません。

…対象期間

申請に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険料軽減申請書
- ② 母子健康手帳の出生日が記載されたページ（出産の状態、又は出生届済証明書）のコピー
- ③ 振込依頼書

お問い合わせ・届出先

静岡市食品国民健康保険組合

〒420-0034

静岡市葵区常磐町1丁目4の1 1 杉徳ビル5F

TEL 054-253-4533